

論 説

中国刑法における「黒社会性質組織」の 認定基準問題

宇 野 和 夫

はじめに

I 中国における黒社会性質組織の概念・特徴の沿革

- 1 1997年刑法公布までの前史
- 2 1997年刑法の規定
- 3 最高人民法院の司法解釈
- 4 全国人民代表大会常務委員会の立法解釈

II 黒社会性質組織の法的特徴をめぐる論争

- 1 司法解釈公布後の論争
- 2 立法解釈公布後の議論

おわりに

はじめに

近年、中国は組織犯罪の脅威にさらされ、黒社会犯罪取締りが治安面の最重点課題となっている。中国公安省刑事捜査局の統計数字によると、公安省が2000年12月から「黒社会性質組織」⁽¹⁾と「悪勢力」⁽²⁾に対する集中

(1) 「黒社会性質組織」の訳語には「黒社会的犯罪組織」(張凌『日中比較組織犯罪論』成文堂、2004年)、「暴力団性質の組織」(全理其翻訳・木村峻郎監修『中華人民共和国刑法』早稲田経営出版、1997年)、「闇組織の性質をもつ組織」(西原春夫編『共犯理論と組織犯罪』成文堂、2003年)などがある。本稿では、混乱を避けるために原語の「黒社会性質組織」をそのまま使用した。ちなみに英訳は、underworld-like organization; Mafia-style syndicate; Mafia-style criminal gang; gangland style organization; organization with underworld nature; organization with underworld characteristics など多様で、い

取締りを行って以降、2003年11月ごろまでに各地の公安機関は631の「黒社会性質組織」と1万4000余りの「悪勢力」を検挙し、また2003年3月末までに10万人余りの「黒悪分子」を逮捕し、15万件余りの刑事事件を解決した、という⁽³⁾。

「黒社会」の性質をもつ組織という意味の「黒社会性質組織」は法律用語であるが、「悪勢力」と「黒悪分子」は公安機関などで多用される用語である。この「黒社会性質組織」は「黒社会組織」の存在が前提となつて

まのところ定訳はない。

- (2) 「悪勢力」(悪質な勢力)は主に公安機関等で使われる一種の俗語で、厳密な意味での法律用語ではない。一般的犯罪集団や黒社会性質組織のようなもっぱら犯罪を犯す組織とは異なり、違法行為も犯罪も犯す組織化程度の低い違法・犯罪組織である。日本で言えば、暴力団より低級のチンピラ・グループに近い。この「悪勢力」には、「流氓悪勢力」や「黒社会勢力」「地方悪勢力」「農村悪勢力」などが含まれる。ほかに「黒悪勢力」という概念もある。これには「悪勢力」と黒社会性質組織が含まれるという説が有力である。この説によると、「黒悪分子」とは「黒社会性質組織」および「悪勢力」の構成員という意味になる。なお詳しくは、張穹「關於“嚴打”整治闘争中的法律適用的幾個問題」『檢察日報』2001年7月23日、康樹華・石芳「透視“黒悪勢力”」『中国刑事法雑誌』2001年第2期、『刑事審判参考』法律出版社、2002年第1輯、212～213頁などを参照されたい。
- (3) 「全国公安機関3年打掉631個黒社会性質組織」(新華社2003年11月17日)。なお陳興良のように、現時点ではまだ中国の黒社会性質組織が報道されるほど多くはないと見る学者もいる。筆者は、黒社会性質組織の検挙件数や審理案件数が急増した要因として以下の事情があったと考える。①司法実務で、黒社会性質組織の認定基準があいまいに把握されたため、まだ黒社会性質組織のレベルには至っていない犯罪組織が誤って黒社会性質組織と認定されたこと(認定範囲の拡大化傾向)、②中国の刑事政策として展開される「嚴打」闘争(犯罪の集中取締り)に現れる重罰主義の傾向(一部の地方では「嚴打」を数多く逮捕し、重い判決を下すことと同意義にとらえている)、③政治家が自分の「政績」(政治的業績)を引き上げるために、管轄地区での検挙件数を増やしたがる傾向(逆にキャンペーン的な集中取締りが終了すると、検挙件数を引き下げる傾向)である。この点に関しては趙長青ほか「黒社会性質組織罪泛化問題亟待解決」(『檢察日報』2003年12月10日)、趙長青ほか「黒社会性質組織罪の適用及立法問題研究」(張智輝・謝鵬程主編『中国檢察[第四卷]——刑事政策与証拠規則』中国檢察出版社、2004年、442～443頁)を参照。

いる。「黒社会」は英語の underworld society（地下社会）の訳語である。中国の「黒社会組織」は日本の山口組のような広域暴力団のことを指す。一方、「黒社会性質組織」は典型的でない黒社会組織，準黒社会組織，すなわち準暴力団ないしは中小零細規模の暴力団のことである。現行刑法公布当時（1997年），中国国内ではまだ「黒社会組織」は存在しないとされ，条文には「黒社会性質組織」だけが規定された。しかし近年，中国ですでに「黒社会組織」が存在していると認める刑法学者⁽⁴⁾が次第に増えてきている。それどころか，「黒社会組織」の中には多国籍の黒社会組織へとさらなる進化を遂げつつあるものもあると指摘する学者さえいる⁽⁵⁾。

さてここで用語の概念上の混乱を避けるために，中国刑法学界で多数説となっている理論にもとづいて組織犯罪（原語：「有組織犯罪」），集团犯罪および黒社会性質組織犯罪，黒社会組織犯罪（略称は黒社会犯罪）の關係を見ておこう。

まず，組織犯罪（organized crime）との關係であるが，(1)黒社会組織犯罪は典型的な組織犯罪と同一内容である。一方，黒社会性質組織犯罪は準組織犯罪とされる⁽⁶⁾。(2)一般的犯罪集団は組織犯罪の初級形態，黒社会性質組織は組織犯罪の中間形態，黒社会組織は組織犯罪の高級形態と位置づけられる⁽⁷⁾。(3)黒社会組織の發展法則は低級から高級へ，すなわち一般的犯罪グループ（黒社会性質組織の基礎または前身）→黒社会性質組織（黒社会組織の低級形態または未成熟形態）→黒社会組織（黒社会組織の高級形態または成熟形態）→多国籍黒社会組織（黒社会組織の最高級形態）へとしだい

(4) たとえば，何秉松（政法大学），韓玉勝（人民大学），崔敏（公安大学），李文燕（同前），田宏傑（同前）など。

(5) 何秉松『有組織犯罪研究第1巻 中国大陸黒社会（性質）犯罪研究』中国法制出版社，2002年，187～188頁。

(6) 康樹華主編『当代有組織犯罪与防治对策』中国方正出版社，1998年，27～28頁。ただし，組織犯罪の範疇には黒社会組織と黒社会性質組織が実施する犯罪が入るという説もある。趙秉志・于志剛「論我国新刑法典对有組織犯罪的懲治」『法商研究』1999年第1期，29頁参照。

(7) 陳興良「關於黒社会性質犯罪的理性思考」『法学』2002年第8期，34頁。

に発展すると理解されている⁽⁸⁾。

次に、集団犯罪との関係であるが、黒社会性質組織犯罪（黒社会性質組織の実施する犯罪）は集団犯罪の重大形態である⁽⁹⁾。黒社会性質組織と黒社会組織は特別な犯罪集団の一種である。一般的犯罪集団と認定されれば、刑法第26条の犯罪集団に関する規定が適用され、黒社会性質組織と認定されれば、刑法第294条が適用される。

中国では昨今、黒社会性質組織と「悪勢力」に対する集中取締りの中で、犯罪組織としては低級な「悪勢力」が、より高級な黒社会性質組織に誤って認定されてしまうといった黒社会性質組織の範囲拡大化傾向が問題となっている。司法（公安・検察・裁判）機関の中で黒社会性質組織の成立要件（中国では「法的特徴」という）が明確な形で定着していないことが原因の1つである。そこで本稿では、まず中国における黒社会性質組織の概念と特徴（基準）の発展過程を考察し、次に現段階での理論的到達点および問題点を明らかにすることを課題としたい。

I 中国における黒社会性質組織の概念・特徴の沿革

1 1997年刑法公布までの前史

（1）広東省の黒社会取締法規

改革・開放後、中国大陸で「黒社会」という概念が法律上最も早く使用されたのは香港などからの黒社会侵入に脅かされていた広東省深圳市の法規、すなわち「黒社会取締に関する公告」（1982年）である。1988年12月、マカオに隣接する珠海市でも黒社会組織取締公告が公布された。深圳市政

（8） 何秉松『恐怖主義・邪教・黒社会』群衆出版社、2001年、414頁。張文・許永強「黒社会性質組織辨析」『貴州警官職業学院学報』2002年第2期、6頁。

（9） 葉高峰・劉徳法主編『集団犯罪対策研究』中国検察出版社、2001年1月、45頁。

府は1989年に再び「黒社会および黒社会性質を有する帮派組織を取締り、撲滅することに関する通告」を公布した。同時に、深圳市の公安局や人民検察院、中級人民法院、司法局の四者が合同で「黒社会組織の構成員および黒社会的性質を有する違法・犯罪グループの構成員の処分に関する若干の政策上の基準」（試行）を公布した。この文書で初めて黒社会組織と黒社会的性質を有する違法・犯罪グループの定義がなされたが、この両者の区別は明確なものではなかった。

1990年、広東省の公安庁、高級人民法院、人民検察院、司法庁が合同で「粵公（研）字第156号文件」という名称の文書を制定し、黒社会組織および黒社会性質組織に対して解釈を行った。それによると、「黒社会組織」は境外（香港、マカオ、台湾、外国）の黒社会が国内で打ち建てた下部組織（原語：分支組織）か、または境外黒社会の支配を受け、その指図に従って組織を発展させ、犯罪活動を行う重大犯罪グループを指し、「黒社会性質組織」は一種または数種の違法・犯罪行為を行う幫会組織（民間秘密結社組織）か、または黒社会組織の支配を受けないが、それと関連のある犯罪グループを指す、とされた⁽¹⁰⁾。

さらに広東省は1993年11月16日に、中国最初の黒社会取締法規である「広東省黒社会組織活動処罰規定」を公布した。同規定第2条は香港の黒社会概念を参考にして、黒社会組織を「組織構造があり、名称、幫主、幫規があり、一定の地域、業種、場所において社会秩序に危害を加える不法団体」と定義した。この定義は犯罪組織の組織面の特徴（組織構造があり、名称、幫主、幫規がある）と行為面の特徴（一定の地域、業種、場所において社会秩序に危害を加える行為）をうまくとらえているが、①黒社会性質組織についての言及がない、②幫会の「幫」という用語を使っているため、黒社会組織イコール伝統的な幫会組織と誤解されやすい、といった欠点があった。

(10) 周心捷「広東黒社会問題初探」『政法学刊』1999年第3期、20～21頁。

(2) 中国公安省の黒社会性質組織に関する規定

黒社会性質組織の概念・特徴に関し、上記のような地方レベルだけでなく、中央レベルでも動きがあった。1992年10月、公安省首脳がグループ犯罪（原語：「団夥犯罪」）を取り締まるためのシンポジウム（公安省主催）の席上、黒社会性質組織（犯罪グループ）に関する6つの基準（原語：「特徴」）を初めて提出した。すなわち、(1)当地においてすでに悪質な勢力（原語：「悪勢力」）を形成し、一定の勢力範囲を有していること、(2)犯罪が職業化され、比較的長期にわたり一種または数種の犯罪に従事していること、(3)一般的に人数が比較的多く、かつ相対的に固定していること、(4)反社会性がとりわけ強く、さんざん悪事を働き、大衆を殺害していること、(5)しばしば一定の経済的実力を有し、一部の経済実体および地盤を支配しているものもあること、(6)あらゆる方法を講じて公安・司法幹部および党・政府幹部を抱きこみ、墮落させ、その保護を求めること、である⁽¹¹⁾。

公安省の出したこの6つの基準は、その後の相当期間、公安機関が黒社会性質組織を認定するための基準となり、司法実務で積極的役割を果たした。

2 1997年刑法の規定

(1) 立法説明

1997年3月に公布された刑法典に、初めて黒社会犯罪に関する規定が置かれた。しかし刑法が改正された当時、まだ大量の黒社会犯罪が現れていたわけではなく、また同犯罪に対する刑法学や犯罪学の研究面の蓄積も少なかった。こうした状況下、黒社会犯罪という新型犯罪に対して立法機関は以前の経験型立法という方法を改め、先取り型の立法を行ったのであ

(11) 何秉松「黒社会組織（有組織犯罪集団）的概念と特徴」『中国社会科学』2001年第4期，124頁。同『恐怖主義・邪教・黒社会』群衆出版社，2001年，329頁。

る。

全国人民代表大会常務委員会副委員長の王漢斌は立法機関を代表して、立法の趣旨を次のように説明した。「我が国では、明確で典型的な黒社会犯罪はまだ発生していないが、黒社会的性質を帯びた犯罪集団はすでに現れ、権勢を頼んで横暴な振る舞いをし、その地域で覇を唱え、悪事を働き、大衆を抑圧し、殺害する組織的な犯罪がしばしば発生している。また境外の黒社会組織構成員が入国して違法な活動を行うこともあり、社会に重大な危害を加えている。黒社会的性質の犯罪に対して、断固として打撃を加えなければならない、必ず萌芽状態のうちに消滅して、蔓延するのを防がなければならない。黒社会的性質の犯罪組織を組織するか、またはこれに参加しさえすれば、その他の具体的な犯罪行為があるか否かにかかわらず、すべて刑罰を下さなければならない。」⁽¹²⁾

（２） 刑法規定とそれに対する評価

刑法第294条第1項は、「暴力、脅迫またはその他の手段によって違法・犯罪活動を組織的に行い、その地域で覇を唱え、悪事を働き、大衆を抑圧し、殺害し、経済・社会生活の秩序を著しく破壊する黒社会性質組織を組織し、指導し、またはこれに積極的に参加した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。その他の参加者は3年以下の懲役、拘役、管制または政治的権利の剥奪に処する。」と規定している。

ここで注意すべきは、立法機関が黒社会犯罪を規定する際に、黒社会犯罪という概念を使うことを留保し、黒社会的性質の組織（原語：「黒社会性質の組織」）という概念を使ったことである。立法機関が当時このような慎重な態度をとったのは、王漢斌の説明のように、中国大陆ではまだイタリアのマフィアや香港の三合会のような典型的な黒社会組織は現れていないが、黒社会の雛形とも言うべき黒社会的性質の組織はすでに出現し、日

(12) 王漢斌「關於“中華人民共和國刑法”（修正草案）的說明」『中華人民共和國刑事法彙編』法律出版社，1997年，220～221頁。

増しに深刻化している、という現状認識だったからである。一方、黒社会組織という概念は境外（香港、マカオ、台湾および外国）組織が中国大陸に侵入した場合にのみ使用された。

こうして中国では黒社会的性質の組織（以下、黒社会性質組織）を組織するか、またはこれに参加しただけで、たとえそれ以外の具体的犯罪行為がなくても、処罰されることになった⁽¹³⁾。司法機関にとってみれば、さまざまなタイプの犯罪集団・グループがある中で、どれが黒社会性質組織であり、どれがそうでないかを識別するための認定基準、すなわち成立要件が明確であってはじめて、その業務を遂行することができる。だが当時の立法機関が黒社会性質組織の法的特徴を十分把握していなかったため、刑法第294条の条文だけでは司法実務に耐えうるものとはならなかったのである。

刑法第294条第1項にもとづけば、黒社会性質組織とは「暴力、脅迫またはその他の手段によって違法・犯罪活動を組織的に行い、その地域で覇を唱え、悪事を働き、大衆を抑圧し、殺害し、経済・社会生活の秩序を著しく破壊する」組織を指すことになるが、この定義は非法律的な文言が多く、抽象的で、適用性の低いものとなっている。

こうした黒社会性質組織に対する抽象的な定義に対し、中国の多くの刑法学者から批判的見解が次々と出された。たとえば高銘暄（中国人民大学教授）らは「刑法第294条第1項の規定は概念が著しく曖昧で、黒社会性質組織が実施する具体的な違法・犯罪行為に対して具体的に指摘していない」と評した⁽¹⁴⁾。また陳興良（北京大学教授）は、「黒社会性質組織を規定する際、立法機関はほとんど文学的な文言で黒社会性質組織を記述し

(13) この点、日本とは異なる。日本では、憲法が結社の自由を認めており、暴力団を組織、指導し、またはこれに参加しただけでは犯罪にならない。暴力団の存在自体は合法的で、彼らが犯罪を犯さない限り、刑罰を科されることはない。

(14) 高銘暄・王秀梅「試論我国刑法中若干新型犯罪の定罪問題」『中国法学』1999年第1期、102頁。

た」と厳しい評価を下した⁽¹⁵⁾。

さらに張明楷（清華大学教授）は、刑法改正当時、立法機関が司法認定された「黒社会性質組織」または「黒社会組織」がなかった状況の下で、黒社会組織の出現の可能性を考慮してこの黒社会性質組織犯罪を規定したために、「構成要件の記述および法定刑の設定にいくらか誤差が生じてしまった」と評した。また「黒社会性質組織に対する刑法第294条の規定は不完全で、黒社会性質組織の一部の外部的特徴を記述するだけにとどまってしまった」と述べた⁽¹⁶⁾。そして刑法典の起草に関わった趙秉志（中国人民大学教授）でさえ、非法律的述語を用いたため定義が抽象的かつ曖昧なものになってしまい、また現象的描写が多くて、本質上から黒社会性質組織を認定することができないものとなってしまったと述べ、「この定義は司法適用にきわめて大きな自由裁量の余地を残した」と評した⁽¹⁷⁾。

司法実務者にとっても同様であった。刑法第294条の規定が抽象的で、かつ具体的な司法解釈も出されなかったことが原因で、彼らも同犯罪の構成要件を明確に把握できなかったという。このため、1997年刑法施行後約2年間が経過しても、全国的範囲で公開された典型的判例は皆無に近かった⁽¹⁸⁾。

次に、この刑法第294条の定義と前述の公安部首脳が提起した6つの基準（1992年）を比較してみよう。刑法には公安部の6つの基準（特徴）のうち、第1の特徴（当該地域ですでに悪勢力を形成し、一定の勢力範囲を有していること）と第4の特徴（反社会性がとりわけ強く、さんざん悪事を働き、大衆を殺害していること）だけが吸収され、それ以外の4特徴は定義の中に明確には反映されなかった。当時の立法機関は黒社会性質組織の法的特

(15) 陳興良・前掲注（7），33頁。

(16) 張明楷「黒社会性質組織の本質特徴」『檢察日報』2002年3月29日。

(17) 趙秉志・許成磊「論黒社会性質組織的成立条件——以司法解釋和立法解釋為視角」『刑法評論』第2卷，法律出版社，2003年，162頁。

(18) 張文軍「試論組織，領導，参与黒社会性質組織罪的犯罪構成与認定」『湖南公安高等専科学校学報』1999年第3期，50頁。

徴に関する公安部の成果を十分参考にすることができたにもかかわらず、そうしなかったことが分かる。

3 最高人民法院の司法解釈

(1) 司法解釈の内容

2000年12月、当時猛威を振るっていた黒社会性質組織および「悪勢力」を撲滅する「打黒除恶」専門闘争の全国展開が始まった。この集中取締りを成功させるため、最高人民法院審判委員会は12月4日、「黒社会性質組織犯罪事件の審理における法律の具体的応用に関する若干の問題についての最高人民法院の解釈」(以下、司法解釈という)を採択した。この司法解釈は、祝二軍(最高人民法院研究室)の表現を借りれば、「司法実務の求めに応じて、黒社会性質組織犯罪を認定および処理するために、統一的で、明確で、具体的な基準を提供する」ためのものであった⁽¹⁹⁾。

司法解釈の第1条は、刑法第294条の規定する「黒社会性質の組織」は一般的に以下の特徴を具備しなければならない、として以下の4つの特徴を規定した。

(1) 組織の構造が比較的緊密で、人数が比較的多く、比較的明確な組織者、指導者を有し、中堅メンバーが基本的に固定し、比較的厳格な組織規律を有する。

(2) 違法・犯罪活動またはその他の手段を通して経済的利益を獲得し、一定の経済的実力を有する。

(3) 賄賂、脅迫などの手段を通して黒社会性質組織の活動に参加するか、またはその組織のために不法な保護を提供するよう国家工作人員を勧誘し、強制する。

(4) 一定の地域または業種の範囲で、暴力、脅迫、いやがらせなどの

(19) 祝二軍「対《最高人民法院關於審理黒社会性質組織犯罪の案件具体応用法律若干問題的解釋》的理解与適用」, 南英主編『“打黒除恶” 審判参考』人民法院出版社, 2003年, 264頁。

手段で、恐喝して金品を巻き上げたり、同業者を抑圧して市場を独占したり、多人数を集めて殴り合ったり、わざと言い掛かりをつけて面倒を引き起こしたりするなどの違法・犯罪活動をほしきままに行い、経済・社会生活の秩序を著しく破壊する。

以上の4特徴（基準）は、学者によって便宜上(1)組織構造特徴、(2)経済実力特徴、(3)社会背景特徴（“保護傘”特徴）、(4)行為方式特徴とか、(1)組織特徴、(2)経済特徴、(3)政治腐食性特徴、(4)行為特徴などと要約されている。

（2）司法解釈の特色

第2特徴（経済特徴）と第3特徴（“保護傘”特徴）は、刑法第294条の条文に全く文言がなく、事実上の条文改正となっている。この点に関し、何秉松は「この補充改正は最高人民法院の司法解釈権をすでに越えている」⁽²⁰⁾と評している。なぜなら、最高人民法院にはそもそも法律を解釈する権限があるだけで、刑事法律を改正する権利はないからである。

第4特徴（行為方式特徴）には、①刑法第294条の文言を残した部分（「暴力、脅迫などの手段で」「経済・社会生活の秩序を著しく破壊する」）、②条文上の抽象的行為（組織的な「違法・犯罪活動」）を具体的に列挙する形に変えた部分、③刑法条文の文言（「その地域で覇を唱え、悪事を働き、大衆を抑圧し、殺害する」）を全く別内容（「一定の地域または業種の範囲で」）のものに変えてしまった部分がある。この③の部分は改正に当たる。

次に、司法解釈の4特徴と公安省首脳の提起した6特徴（1992年）を比較してみると、司法解釈の第1、第2、第3の特徴が公安省の第3（組織構造）、第5（経済実力）、第6（“保護傘”）の特徴とそれぞれ基本的に同じであることが分かる。司法解釈の4特徴のうち3つは公安省の定めた特徴（基準）にもとづいており、わずか1つだけが刑法の条文にもとづいてい

(20) 何秉松「黑社会組織（有組織犯罪集团）的概念与特徴」、張桂琳主編『政法評論（2002年巻）』中国政法大学出版社、2002年、248頁。

るのである。また司法解釈の各特徴のほうが公安省の各特徴をさらに精緻に発展させている。

一方、司法解釈の文言の中には、「人数が比較的多い」⁽²¹⁾や「比較的厳格な組織規律」などに見られる「比較的」という語句（計4箇所）、そして「一定の経済的実力」などに見られる「一定の」という語句のようにあいまいな記述が少なくない。抽象的な刑法第294条より一步前進したものの、まだまだ明瞭性に欠ける規定であった、と言えよう。

4 全国人民代表大会常務委員会の立法解釈

(1) 立法解釈の背景——最高人民検察院の対応

司法解釈公布後、検察・公安機関サイドから4つの特徴（基準）の緩和を求める要望、特に“保護傘”特徴をはずすべきだという意見が出された。法院と検察院・公安機関の間で“保護傘”問題をめぐって論争（詳しい内容は後述）が起こり、その影響で多くの起訴された案件が訴訟手続きに入ってから、法院によって“保護傘”の証拠が不十分であるとして差し戻されたという⁽²²⁾。また広東省では2000年12月から2001年12月にかけての期間、9件の黒社会性質組織犯罪案件が起訴されたが、見解の不一致ゆえに一審判決で認定されたのはわずか3件、二審判決で認定されたのは1件のみにとどまった⁽²³⁾。

司法機関相互間の見解不一致問題の解決をはかるべく最高人民法院と最高人民検察院の間で話し合いがもたれたが、双方相譲らず、見解の統一はついに達成できなかった。そこで最高人民検察院は2001年11月、全国人民代表大会（全人代）常務委員会に対して報告書を提出し、司法解釈4特徴

(21) 祝二軍・前掲注(19)。祝は「人数が比較的多い」基準に関し、司法実務の世界では一般的に10人前後ととらえられている、と述べている。しかし、黒社会性質組織の構成員数の下限をめぐって、ほかに3人以上説や3～5人説、5人以上説、10人以上説などの諸説があり、統一的見解には至っていない。

(22) 盧建平主編『有組織犯罪比較研究』法律出版社、2004年、178頁。

(23) 羅寧妮「黒社会性質組織犯罪の法律界定」『法制日報』2001年12月17日。

中の第3特徴（“保護傘”特徴）が刑法第294条の黒社会性質組織に関する規定の内容を超えたことによって、「打黒除恶」闘争（集中取締運動）の中で処理中の黒社会性質組織犯罪案件を法律にもとづいて追及することができなくなってしまった、と指摘した。また、司法解釈の4特徴は一般的状況下では同時具備すべきであるが、特殊な状況下では必ずしも同時具備する必要はないと理解すべきである、とも指摘した。そして最高人民検察院は、立法法第43条にもとづいて全人代常務委に対し、刑法第294条第1項規定中の「黒社会性質の組織」の特徴に対し立法解釈を行うよう要求した⁽²⁴⁾。

（2）立法解釈の内容

全人代常務委法制工作委员会は立法法第44条の規定にもとづいて、党中央政法委員会、最高人民法院、最高人民検察院、公安省および法律専門家と検討を重ねた後、「中華人民共和国刑法」第294条第1項に関する全人代常務委員会の解釈（以下、立法解釈という）を起草した。そして2002年4月28日、第9期全人代常務委員会第7回会議はこの立法解釈（法律に相当）を採択した。

立法解釈は、「刑法第294条第1項の規定する“黒社会性質の組織”は以下の特徴を同時に具備していなければならない。」として、次の4つの特徴を列挙した。

（1）比較的安定した犯罪組織を形成し、人数が比較的多く、明確な組織者、指導者を有し、中堅メンバーが基本的に固定している。

（2）違法・犯罪活動またはその他の手段を通して組織的に経済的利益を獲得し、当該組織の活動を支援するために、一定の経済的実力を有する。

（3）暴力、脅迫またはその他の手段によって、違法・犯罪行為を組織

(24) 黄太雲「全国人大常委会關於“黒社会性質の組織”和挪用公款“帰個人使用”的立法解釋簡介」『人民檢察』2002年第7期，6頁。

的に何度も行い、悪事を働き、大衆を抑圧し、殺害する。

(4) 違法・犯罪活動の実施または国家工作人員の庇護もしくは放任を通じて、その地域で覇を唱え、一定の地域もしくは業種の範囲で不法支配の局面を形成するか、または重大な影響を及ぼし、経済・社会生活の秩序を著しく破壊する。

(3) 司法解釈と立法解釈の相違点

司法解釈と立法解釈は共通点が多く、基本的には一致していると言ってよい。主な相違点の第1は、司法解釈が“保護傘”特徴を必須要件としたのに対し、立法解釈は選択的要件としたことである。

第2は、司法解釈が第1特徴(組織構造特徴)の中で「比較的厳格な組織規律を有する」ことを条件としていたのに対し、立法解釈はこの部分を削除したことである。

第3は、立法解釈は司法解釈になかった以下のような新しい内容を付け加えたことである。①第3特徴(行為特徴)の中に「組織的に」と「何度も」(2～3回以上の意味)を付加した。②第4特徴(“不法支配”特徴)の中に、「不法支配の局面を形成するか、または重大な影響を及ぼし」という文言を付け加えた。③司法解釈の冒頭部分の「一般的に…具備しなければならない」といった誤解を招く表現を改め、立法解釈では「同時に具備しなければならない」とした。

ところで付加した新内容の中で最大の問題点と思われるのは、「不法支配の局面を形成するか、または重大な影響を及ぼし」という文言である。つまり、不法支配の局面を形成しているか、または重大な影響を及ぼしているか、どちらかであればよいという選択的要件となっていることが問題で、程度の高い「不法な支配」が必須要件とはなっていないため、より程度の低い「重大な影響」だけでよくなってしまふのである。この「重大な影響」という不確かな規定は、司法機関の自由裁量の幅を大きくしてしまう恐れがあり、新たな論争を引き起こす可能性を秘めていると思われる。

（４） 起草者の説明

立法解釈の起草作業に携わった黄太雲（全人代法制工作委员会刑法室副主任）の説明によると、立法解釈のポイントは主に以下の点にあった⁽²⁵⁾。

（１） 黒社会性質組織と一般的犯罪集団を分かつ主要基準は、国家工作人員の犯罪活動への参与または不法な保護の提供である。もしこの基準がないと、黒社会性質組織を数多く認定してしまうことになりかねず、また黒社会性質組織を支援する後ろ盾を根絶するのに不利である。しかしながら、一部の部門や専門家が“保護傘”特徴を黒社会性質組織認定の必須の要件とすることに反対した。

（２） 第１特徴（組織構造特徴）において、黒社会性質組織の人数の下限を明確にすべく、少なくとも犯罪集団の下限人数（３人以上）より多い１０人以上または数十人という数字を検討したが、組織状況の複雑さを考慮に入れると具体的な数字を盛り込むことは困難と判断した。草案では「人数衆多」（人数が多い）と規定したが、中国人の「衆」に対する伝統的理解が「３人を衆とする」であることから、「人数衆多」を「３人以上」と考える者が出ることを恐れて、よりましな「人数較多」（人数が比較的多い）にした。

（３） 黒社会性質組織には安定性、厳密性、多人数といった組織構造的な特徴があるが、この特徴を認定する際、明確な組織名称、綱領、規約、成文化された取決めなどは必ずしも必要ではない。

（４） 一定の経済的実力の有無は犯罪集団と黒社会性質組織を分かつ主要な特徴の１つである。黒社会性質組織が経済実体を経営していれば「一定の経済的実力を有する」ことの証左となるが、黒社会性質組織が経済的利益を獲得する手段が多様であるため、起草過程で出たこの提案を採用しなかった。

(25) 黄太雲・前掲注(24)、7～8頁。

(5) 黒社会性質組織の本質的特徴は一定の地域または業種（運輸、建築、飲食業などの職業領域）に対して不法な支配を行い、公権力に公然と反抗することである。またこれは黒社会性質組織と犯罪集団とを区分する最も主要な特徴である。黒社会性質組織には不法に支配する一定の地域または業種があるが、犯罪集団にはそういう勢力範囲がない。黒社会性質組織は自ら支配する勢力範囲内で通常は公然・半公然の方法でほしいままに人々を抑圧し、殺害するが、犯罪集団はほとんどの場合、発覚して検挙されることを恐れて秘密・半地下式の方法をとる。

立法解釈にいう「不法支配の局面を形成する」（原文：「形成非法控制」）とは、一定の地域範囲または一定の職業領域を不法な操縦、支配の下に置くことを指す。また「重大な影響を及ぼす」（原文：「重大影响」）とは、それを相当程度に左右し、決定する作用をもつことを指す。

黒社会性質組織の形成には通常 2 つのルートがある。1 つは違法・犯罪活動の組織的实施を通じるルート、2 つは公務員の庇護または放任を利用するルートである。中国のような政治体制下では通常、公務員の庇護・放任がなければ一定の地域・業種に対する不法支配を実現することは不可能である。しかし、基層政権の組織が弱体化した地域では、公務員の庇護・放任がなくても、犯罪活動を組織的にたびたび実施することを通じて、一定の地域・業種に対して不法支配の局面を形成することがありうる。

犯罪活動の実施と公務員の庇護・放任という 2 つのルートを比べた場合、黒社会性質組織が一定の地域・業種を不法な支配下に置く上で、後者のほうがより重要な役割を果たす。

(6) 立法解釈は 4 つの特徴の同時具備を強調している。一般的状況下では同時に具備していなければならないが、特殊な状況下では必ずしも同時に具備している必要はない、という意味では決してない。

(5) 立法解釈に対する評価

全人代の立法解釈（法律と同等）が出たことで、最高人民法院の司法解

釈は自動的に失効した。“保護傘”基準をはずした立法解釈は、黒社会性質組織を早くから小さいうちにたたくという党中央政法委員会の刑事政策を色濃く反映したものである。中国で短期間に黒社会性質組織が台頭したのは、黒社会性質組織と一部の腐敗した公務員（“保護傘”）が結託したからである。黒社会性質組織を徹底的に根絶するには、それを背後で支える“保護傘”を取り除かない限り不可能である。少し手間ひまがかかっても黒社会性質組織と“保護傘”を同時にたたくか、それとも手間ひまのかかる“保護傘”摘発はあきらめて黒社会性質組織を短期間にできるだけ数多くたたくか、という選択を迫られたとき、国家としては後者を選択したことになる。

中国では刑事訴訟法の管轄権の関係で、黒社会性質組織の摘発は公安機関が管轄し、“保護傘”（国家工作人員）の摘発は検察機関が管轄する仕組みになっている。黒社会性質組織犯罪案件の捜査は2つの機関にまたがるため、協力態勢を築くのが難しいという問題、そして“保護傘”の証拠集めが著しく困難であるという問題も背景にある。

王作富（中国人民大学教授）によると、最高人民法院が“保護傘”特徴を含む4特徴の同時具有にこだわったのは、次の2つの理由のせいだという。1つは、黒社会性質組織の認定基準が厳格でないと黒社会性質組織が数多く認定されてしまい、かえって国民の安全感や外資導入に悪影響を及ぼしかねないと懸念したからである。2つは、“保護傘”特徴があれば捜査機関が必死になって腐敗撲滅のために尽力するのに有利だと判断したからである⁽²⁶⁾。

“保護傘”特徴が必須要件から選択的要件に降格され、認定基準が緩和されたことによって、司法機関が黒社会性質組織の司法認定をしやすくなり、多くの犯罪組織が黒社会性質組織として検挙され判定されるようになった。反面、この過程で陳興良や趙長青（西南政法大学教授）が指摘する

(26) 張捷「“黒保護傘”引發的法律問題」『南方周末』2002年5月9日。

ように黒社会性質組織の範囲拡大化傾向が助長されることにもなった。

II 黒社会性質組織の法的特徴をめぐる論争

1 司法解釈公布後の論争

前述したように、司法解釈の示した4つの特徴（基準）は刑法第294条規定の不十分性を補って、司法機関が黒社会性質組織の犯罪を正確に認定するための統一的な基準（法的特徴）となった。しかしながら司法解釈公布後、各地の司法機関、とりわけ検察機関と公安機関から司法解釈の第3特徴（いわゆる“保護傘”特徴）に対する批判が出された。すなわち、黒社会性質組織を早いうちに小さいうちにたたくという刑事政策の遂行に不利となるので、“保護傘”特徴を黒社会性質組織の認定基準とすべきではない、という意見である。

こうして黒社会性質組織の第3特徴（“保護傘”特徴）が必須の要件か否かという論点をめぐって、激烈な論争が展開された⁽²⁷⁾。

論争のいま1つの主要論点は、黒社会性質組織が比較的厳格な組織規律を必ず有していなければならないかどうかという問題であった。

万海富（上海市人民検察院研究室）の整理によれば、司法解釈公布から立法解釈公布までの期間に出された見解のうち、影響力のあったものは主に次の4つであった⁽²⁸⁾。

1つは、黒社会性質組織は司法解釈の4特徴を完全に具備していなけれ

(27) “保護傘”特徴を必ずしも備えている必要がないという立場の論者は孫応征（「黒社会性質組織の司法認定」『人民司法』2002年第1期）や黄京平（「論黒社会性質組織的法律性質と特徴」『法学家』2001年第6期）、張明楷・前掲注(16)などである。一方、必ず同時具備していなければならないという論者は余宏榮・胡建福（「試論黒社会性質組織犯罪」『中国司法評論』2001年第1期）などであった。

(28) 万海富「再論黒社会性質組織の特徴」『上海検察調研』2002年第7期，27頁。

ばならず、4特徴を1つの全体と見るべきで、4特徴を同時具備してはじめて黒社会性質組織の認定をすることができ、また黒社会性質組織と一般的犯罪組織とを正しく区分できる、とする陳興良の見解である。彼はその理由を、黒社会性質組織の最大の特徴が社会に対する不法支配（反政府性）である点に求めている。黒社会性質組織は社会に対する不法支配を達成するために、自己組織に対する内部支配のほか、①経済に対する支配、②政府に対する浸透、③社会（地域・業種）に対する支配を実現しようとする⁽²⁹⁾。

2つは、司法解釈第1条にある「黒社会性質組織は一般的に以下の特徴を具備していなければならない」という文言中の「一般」は、黒社会性質組織を認定する際、「一般」的でない場合にどれか1つの特徴を欠いてもよいということを意味せず、4つの特徴のうちどれか1つの特徴が典型的でないか、または別の行為方式でも現れうるということを意味するにすぎず、したがって4つの基本特徴はどれ1つも欠くことができない、という李武清（最高人民法院刑事審判第一庭副庭長）の見解である⁽³⁰⁾。

3つは、一般的状況下では4つの特徴が同時に具備されてはじめて認定できるが、黒社会性質組織の撲滅に力を入れている状況下では、4特徴の同時具備を過度に強調すべきではなく、4つの特徴のうち3つの特徴が顕著でありさえすれば、もう1つの特徴がたとえ鮮明でなくても黒社会性質組織と認定することができる、という江札華（国家検察官学院副院長）の見解である⁽³¹⁾。

4つは、社会背景特徴（“保護傘”特徴）は一般的状況下では同時具備している必要があるが、司法実務の便宜上、適当な柔軟性があってもよい、とする張穹（最高人民検察院副検察長）の見解である⁽³²⁾。

(29) 陳興良・李武清・熊選国「談談黒社会性質組織犯罪」『刑事審判参考』2001年第5輯、80～83頁。

(30) 同上。

(31) 江札華「黒社会性質組織犯罪認定中の幾個問題」『国家検察官学院学報』2002年第1期、24頁。

以上のように、当時、最高人民法院の司法解釈を擁護する立場の見解（陳興良，李武清ら）と当面する「打黒除恶」闘争の必要から一定の条件緩和を求める検察院側の見解（江札華，張穹ら）は大きく隔たっていた。

2 立法解釈公布後の議論

（１）“保護傘”問題

前述したように，“保護傘”問題は立法解釈の公布によって法律的な決着が一応はついた。しかし、学術上の決着がついたとは言えない。刑法学者の多く⁽³²⁾は“保護傘”を必須の要件ではないと考えているが、前述の陳興良や趙秉志など一部の有力学者は依然として必須の要件であると考えている。

趙秉志は、立法解釈が黒社会性質組織の必須要件とされていた“保護傘”特徴を取り消したことは適当でなかった、と主張する。趙は、以下のような理由を挙げている。

（１）黒社会性質組織が各県や各村に至るまで存在しているという程度にはまだ発展していない状況の下で、もし組織構造の緊密性や経済的実力などの特徴の具備だけを強調すると、盲目的拡大化の誤りを犯しかねない。

（２）黒社会性質組織の本質的特徴は社会に対する不法な支配である。黒社会性質組織は社会に対する不法支配のさらなる実現をはかるために、必然的に政府に浸透し、政府の保護を求めようとする。

（３）“保護傘”特徴は、黒社会性質組織とその他の犯罪組織（一般的犯罪集団や一般的流氓恶势力など）を区分する最も顕著で重要な特徴である。

（４）“保護傘”特徴が必須要件であれば、検察・公安機関が必死で背

(32) 張穹「關於“嚴打”整治闘争中の法的適用」『檢察日報』2001年7月23日。

(33) そのうちの一人である魏東（四川大学助教授）は、黒社会性質組織が社会に対する不法支配を実現するのに最適なのは保護傘をもつことであるが、必ず保護傘がなければならないというわけではない、と述べている。魏東「論“黒社会”の基本特徴与法律完善」『四川警官高等専科学学校学报』2004年第1期，29頁。

後の“保護傘”を摘発しようと努める⁽³⁴⁾。

一方、阮方民（浙江大学教授）は，“保護傘”特徴（政治浸透性）は低級な黑社会性質組織の必須要件ではないが、高級な黑社会組織の本質的特徴の1つだと指摘する⁽³⁵⁾。

（2）黑社会性質組織の基本的特徴について

黑社会性質組織の基本的特徴について、犯罪学の角度からの研究と刑法学の角度からの研究があり、両者はおもむきが少し異なっている。本稿で検討したのは後者、すなわち刑法第294条の規定した黑社会性質組織の法的特徴（成立要件）に関する学説である。

基本的特徴について刑法学界にはさまざまな学説があるが、康樹華（北京大学教授）は次の3種に概括できると指摘している⁽³⁶⁾。

（1）張明楷の4特徴説⁽³⁷⁾。すなわち①行為手段の残忍性、②行為主体の組織性、③地域における勢力性、④重大な危害性、である。

（2）趙廷光の5特徴説⁽³⁸⁾。趙（武漢大学）は一般的犯罪集団と比較すると黑社会性質組織には次の主要特徴があるという。①犯罪行為の多様性、②犯罪組織の厳密性、③犯罪手段の強制性、④犯罪活動の区域性、⑤社会的危害の重大性（“保護傘”はその重大要因）。

（3）郭立新・楊迎沢の8特徴説⁽³⁹⁾。①犯罪組織の厳密性、②濃厚な

(34) 趙秉志・許成磊「論黑社会性質組織の成立条件——以司法解釈和立法解釈為視角」『刑法評論』第2巻，法律出版社，2003年，168～169頁。

(35) 阮方民「論黑社会性質組織犯罪的幾個問題」，中国人民大学刑事法律科学研究中心編『現代刑事法治問題探索』第3巻，法律出版社，2004年，362～364頁。

(36) 康樹華「有組織犯罪の特徴与分類」『南通師範学院学報（哲学社会科学版）』2004年第3期，34頁。

(37) 張明楷『刑法学（下）』法律出版社，1997年，814～815頁。

(38) 高銘暄・馬克昌主編『刑法学（下編）』中国法制出版社，1999年，965～966頁。

(39) 郭立新・楊迎沢主編『刑法分則適用疑難問題解』中国檢察出版社，2000年，261～262頁。

封建的色彩, ③犯罪手段の暴力性, ④経済・社会生活秩序に対する重大な危害性, ⑤組織構成員の強烈な反社会性, ⑥政治的腐食性(“保護網”の形成), ⑦組織活動の隠蔽性, ⑧強大な経済的実力と近代的な犯罪用具。

このほかにも, 以下のような諸説がある。1つは何秉松の5特徴説, すなわち①一定構造の組織, ②組織的な暴力, ③犯罪または経済・政治への介入を通じた金銭, 物的利益, 権力の獲得, ④一定の経済的実力, ⑤排他的な勢力範囲(地盤), である⁽⁴⁰⁾。

2つは何秉松の4大要素説, すなわち①組織(組織規模, 組織化程度), ②暴力, ③財力(経済的実力), ④勢力範囲(地盤)という要素が有機的に結合している, という見解である⁽⁴¹⁾。

3つは韓玉勝(中国人民大学教授)の5特徴説, すなわち①経済利益追求という目的性, ②活動形式上の組織性, ③行為手段上の強い暴力性, ④勢力範囲の独占性, ⑤公務員に対する腐食浸透性(“保護傘”), である⁽⁴²⁾。

4つは黄京平(中国人民大学教授)らの2特徴説である。黄らは, 経済実力特徴と“保護傘”特徴は不必要で, 本質の特徴である①組織性特徴と②行為特徴(一定の地域・業種における一定の権威の形成および犯罪行為の実施)だけでよいという。そして経済実力特徴(一定の経済的実力)と“保護傘”特徴が不必要な理由は, 両特徴が黒社会組織にとっては必要な特徴であるが, 黒社会組織の初級段階にある黒社会性質組織にとっては高すぎる要求となるからである, としている⁽⁴³⁾。

以上を見れば分かるように, いわゆる“保護傘”特徴を直接的な形で基

(40) 何秉松・前掲注(8), 412頁。

(41) 何秉松・前掲注(5), 283頁。

(42) 韓玉勝「打撃黒社会性質組織犯罪法律問題研究」, 中国人民大学刑事法律科学研究中心編『現代刑事法治問題探索』第3巻, 法律出版社, 2004年, 340～342頁。

(43) 黄京平・石磊「黒社会性質組織及黒社会性質組織犯罪若干問題研究」, 趙秉志主編『刑事法治發展研究報告(2003年巻・下冊)』, 中国人民公安大学出版社, 2003年, 885～889頁。

本的特徴の中に入れている学説は少数である。上記の中では郭・楊と韓玉勝の2説のみとなっている。注目すべきは、“保護傘”特徴の有無が最高級の犯罪集団である黒社会組織とそれより一段低い黒社会性質組織を区分する基準の1つであるとする黄らの説である。結局、“保護傘”特徴が一般的犯罪集団と黒社会性質組織を区分する基準であるとする説と黒社会性質組織と黒社会組織を区分する基準であるとする説の2説があり、今後のさらなる学術的検討がまたれる。

（3） 黒社会性質組織の本質的特徴について

黒社会性質組織の最も本質的な特徴が何かという問題に関しても、様々な見解が提起されている。魏東の整理によると、以下の4つの見解がある。すなわち、①高度に厳密な組織性とする説、②巨大な犯罪遂行能力とする説、③各種の手段を通じた経済的利益不法獲得性とする説、④社会に対する不法支配性とする説、である⁽⁴⁴⁾。このほか、組織的な暴力とする説（何秉松）もある⁽⁴⁵⁾。

近年、上記④の「社会に対する不法支配」が黒社会性質組織の最も本質的な特徴であるという学説が優勢となっている。陳興良、趙秉志、張明楷などの有力刑法学者はみなこの説の支持者である。この説によると、「社会に対する不法支配」が黒社会性質組織とその他の犯罪組織とを区分できる最も根本的な特徴であるという。ここでいうその他の犯罪組織とは、黒社会性質組織より組織化レベルの低い犯罪組織のことである。では、将来法律に規定されることが予想される組織化レベルの高い黒社会組織との区分はどの基準で行うのだろうか。

阮方民は議論を推し進め、次のような見解を述べている。低級な「悪勢力」とも高級な黒社会組織とも区別される黒社会性質組織の本質的特徴には次の2つがある。1つは違法・犯罪活動の手段によって対内的に（組織

(44) 魏東・前掲注(33), 29頁。

(45) 何秉松・前掲注(8), 387～392頁, 412頁。

内部の構成員に対して) 人身支配を実施することであり、2つは違法・犯罪活動の手段によって対外的に(一定の地域・業種に対して) 不法な経済的支配を実施することである(1種の手段による2つの支配)。そして黒社会組織と黒社会性質組織の相違点は、前者のほうにさらに高いレベルの「2つの支配」を実行することだという。すなわち、黒社会組織は①内部構成員に対して拘束と制裁を加える厳密な組織規律を定め、②外に対して不法な経済的支配のみならず、不法な社会的支配(政治、文化、宗教、科学技術その他の社会領域への浸透)をも実行する。これに対し、黒社会性質組織は厳格な組織規律をもたず、体外的不法支配も経済的支配のみのレベルにとどまっている⁽⁴⁶⁾。

おわりに

中国では改革・開放後、黒社会犯罪が経済成長と正比例する形で急増し、今日では取締りの重点中の重点にさえなっている。近年は「黒社会性質組織」という準暴力団からより高度の犯罪集団である「黒社会組織」(暴力団)への進化傾向も顕著になっている。中国のような政治体制下で黒社会性質組織が暗躍できるのは、「黒い保護傘」(腐敗した政府役人や警察官など)の庇護・放任があるからである。

しかしこうした黒社会犯罪の蔓延に対し、立法面の立ち後れが目立ち、十分な対応がとれなかった感は否めない。1997年刑法は初めて黒社会性質組織犯罪を規定したが、条文に規定された概念・特徴は抽象的で適用性の低いものであった。そうなったのは中国の立法機関が刑法改正にあたり新型犯罪に対して先取りの立法をしたことが原因である。

その後、黒社会性質組織の撲滅に全力をあげる段階になって、あいまいな刑法規定を補う形で最高人民法院の司法解释(4基準)が出されたが、

(46) 阮方民・前掲注(35)、359～361頁。

黒社会組織犯罪の中国的特色ともいえるべき“保護傘”特徴をめぐって、黒社会性質組織認定の必須要件とする法院側と必ずしも必須要件でないとする検察院側の見解が真っ向から対立した。そこで全人代常務委員会は立法解釈（新4基準）を出して、両院間の意見不一致の解消を図った。そしてその際、黒社会性質組織の早期撲滅を優先する刑事政策に配慮して、必須要件とされていた“保護傘”特徴を事実上取り消したのである。

立法解釈が認定基準を緩和したことにより、司法機関が黒社会性質組織に打撃を加えることが容易になったが、反面、黒社会性質組織とその他の犯罪グループを区分する基準となっていた“保護傘”特徴の消失は、より低級の犯罪グループである「悪勢力」や一般的犯罪集団が誤って黒社会性質組織と認定されてしまうという「範囲拡大化傾向」を助長する一因ともなった。

現在の到達点である立法解釈には、幅の広い弾力性に富む文言がまだ少なくない。今後、学術研究面の深化をふまえて、自由裁量の余地の少ないより精緻な認定基準を作り出す必要があろう。

他面で、認定基準をめぐる論争が学術研究面の深まりを促進したことを無視することはできない。論戦の過程で、「社会に対する不法支配」が黒社会性質組織の本質的特徴だとする見解のように、注目すべき学説も登場するに至っている。中国における黒社会組織の存在を認める学者が多くなっている状況の下、黒社会性質組織と黒社会組織を区分する基準に関する研究が今まで以上に意味をもってくると思われる。今後の研究動向に引き続き注目をしていきたい。